２　一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七条の三十四の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

３　法第二十七条の三十四の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

４　法第二十七条の三十五の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　略］

［２　略］

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五　法第二十七条の二十六第一項又は第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～三　略］

２　法第二十七条の二十六第四項又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［３　略］

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第１項及び第25条の14第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局登録（再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

［１　略］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

□有　□無

［３～５　略］

［注１～５　略］

６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［７～12　略］

２　一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七条の三十一の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

３　法第二十七条の三十一の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

４　法第二十七条の三十二の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

（登録局の廃止の届出）

第二十五条の二十四　法第二十七条の二十六第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　同上］

［２　同上］

（変更登録の申請）

第二十五条の二十五　法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～三　同上］

２　法第二十七条の二十三第四項又は第二十七条の三十第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

［３　同上］

別表第一号の三　［同左］

無線局登録（再登録）申請書

年　月　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の18第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

［１　同左］

２　電波法第27条の20第２項第１号への該当の有無（注６）

□有　□無

［３～５　同左］

［注１～５　同左］

６　法第27条の20第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［７～12　同左］